札幌市告示第3207号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和７年（２０２５年）７月28日

札幌市長　秋元　克広

記

１　契約担当部局

〒０６０－８５７２

札幌市中央区南３条西１１丁目札幌市中央市税事務所庁舎

札幌市中央市税事務所納税課

電　　　話　　０１１－５９６－９０１２

メールアドレス　ky-zeisei-z@city.sapporo.jp

２　入札に付する事項

⑴　役務の名称　札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンター機械警備業務

⑵　調達案件の仕様等　　入札説明書による

⑶　履行期間　　令和７年１０月１日午後５時１５分から令和１２年１０月１日午前８時４５分まで

ただし、本業務は、地方自治法第234条の３に規定する長期継続契約によるため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減または減額があった場合には、契約を解除することがある。

⑷　入札方法　　月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

３　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　令和４～７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「警備業」、小分類「機械警備業」に登録されていること。

⑶　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

⑷　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

⑸　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

⑹　入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア　資本関係

(ア)　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

　イ　人的関係

(ア)　一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ａ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第２条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ｂ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ　会社法第575 条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ 組合の理事

ｅ その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずる者

(イ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑺　令和４～７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、札幌市内に本店又は支店等を有し、かつ、その事業所において、次に掲げる要件を満たしていること。

ア　警備業法(昭和４７年法律第１１７号)第２条第１項第１号に定める警備業務に係る警備業の認定を受け、又は営業所設置等の届出を行っていること。

イ　警備業法第40条の規定に基づく届出を行っていること。

⑻　本公告に示した警備業務の遂行に関する賠償責任保険(参加者が請負う警備業務すべてが保障対象となるものに限る。)に加入していること。ただし、次に該当するものを除く。

ア　個別業務のみを保障対象とした損害賠償責任保険

イ　入札告示日以降に新規に加入した損害賠償責任保険(更新を除く。)

⑼　入札告示日を起点とした過去５年間において、機械警備業務の履行実績が１年以上を有すること。

⑽　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち⑺から⑻に定める資格については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができる。

４　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記１に同じ。

⑵　入札説明書の交付方法

上記１の場所にて交付するほか、下記ＵＲＬからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/citytax/keiyaku/keiyakujouhou-kobo.html

　⑶　入札書の提出方法

郵送又は直接持ち込みにより提出すること。

⑷　入札書の受領期限

令和７年８月20日（水）午前10時00分（必着）

⑸　開札の日時及び場所

令和７年８月20日（水）午前11時00分

札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンター　１階会議室１

（札幌市中央区南３条西１１丁目）

５　入札手続等

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金　　免除（札幌市契約規則第６条第３号による。）

⑶　契約保証金　　納付

契約を締結しようとする者は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後(５日後が土曜日、日曜日又は休日の場合は翌開庁日)までに納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第２５条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

⑷　入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　最低制限価格の設定　有

⑺　落札者の決定方法

ア　落札者の決定

札幌市契規則第７条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

⑺　入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望するものは、上記３に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

⑻　詳細は入札説明書による。